

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35~40% 未満	30~35% 未満	25~30% 未満	20~25% 未満	20%未満
人 口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	大分県臼杵市	区分	単独・委託（社協）
キーワード	条例制定、市民後見人の養成、受任調整		

条例を制定して市民後見センターを中核機関に

I. 概 要

1. 自治体概要

人 口	38,589人
面 積	291.08km ²
高齢化率	39.25%
地域包括支援センター	1か所
日常生活自立支援事業利用者数	62人
障害者相談支援事業所	2か所
療育手帳所持者数	369人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	251人

（2018年度末時点、日常生活自立支援事業利用者数は2018年度実績）



2. 成年後見制度の関連状況

①成年後見制度利用者数

利用者数 (合計)	後見	保佐	補助	任意後見
184人	169人	11人	4人	1人

（2019年3月末時点）

②市長申立て件数

年 度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件 数	3件	5件	8件	0件
内 高 齢 者	2件	3件	7件	0件
内 障 害 者	1件	2件	1件	0件

③市民後見人養成状況等

養成者数 (累計)	後見受任者数	法人後見 支援員 (実働数)	日常生活自立支援 事業生活支援員 (実働数)
84人	35人	22人	2人

（2018年度末時点）

3. 事例のポイント

▶中核機関整備に向けて条例を制定

中核機関の整備に向けて、まずは「臼杵市成年後見制度の利用の促進に関する条例」を制定。そこを起点に審議会の設置、後見制度利用促進基本計画策定、中核機関を整備。

▶家庭裁判所の協力

家裁に審議会へのオブザーバー参加依頼を機に受任調整へのアドバイス等協力が得られるようになった。

▶大分県内市民後見人第一号を目指す

市民後見人養成講座の出口は法人後見の支援員だったが、法人後見の支援員からのリレーにより、県内初の単独受任の市民後見人の誕生に向けて、家裁と相談しながら準備中。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	広報・相談 窓口周知
調整	相談受付の工夫 他制度との連携
市町村長申立	受任調整会議
市民後見人養成	推薦 後見人候補者
法人後見	親族申立の 相談・支援
活用	補助・保佐の 親族後見人支援
任意後見制度	モニタリング・ バックアップ
取り扱い	意思決定支援 個人情報
連携	協議体、合議体 の設置
連携	当事者団体との 連携
不正防止（効果）	家裁との連携 専門職団体との 連携

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2012年	市民公開講座を1回開催、約60名の市民が参加。 市民後見人養成講座（基礎編2日間8時間）を開催（受講生20名のうち10名が修了）。
2013年	市民後見センター設置を目指し、市民後見センター運営検討委員会を設置。 市民後見人として活動する際に必要となる専門的な知識が得られるように、市民後見人養成講座（応用編7日間42時間）を開催（受講生18名のうち14名が修了）。
2014年	臼杵市市民後見センター設立。
2018年2月	成年後見ニーズ調査実施。 Point 1
2019年4月	臼杵市成年後見制度の利用の促進に関する条例を施行。
2019年11月	臼杵市成年後見制度利用促進基本計画を策定。 Point 2
2020年1月	臼杵市市民後見センターを大分県内初の中核機関と位置づけ。 Point 3



POINT



Point 1

成年後見ニーズ調査の結果から、民生委員のなかでも後見制度や後見センターを知っていると答えた人は半数程度でした。そうすると市民の認知はもっと低いと思われ、民生委員等への研修の必要性和、制度やセンターの広報の重要性を改めて認識させられました。また同調査からは、今後後見ニーズの高まりが予想されることや市民後見人への期待も明らかになりました。



Point 2

「臼杵市成年後見制度の利用の促進に関する条例」において「臼杵市成年後見制度利用促進審議会」を設置。審議会により「臼杵市成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。そしてこの基本計画において、市民後見センターが「地域連携ネットワークの核となる役割を担うこと（中核機関）」が明記されました。



Point 3



出典：臼杵市市民後見センターHPより【大分合同新聞掲載記事】

なぜ条例の制定を先行させようと考えたのでしょうか？

最初に条例を作ったのは埼玉県の志木市でしたが、こうした事例について、研修やニューズレターで見ると、条例を作るとその後の取り組みがスムーズにできると思われたので、まずは条例から作れば早く進むと考えたからです。



Ⅲ. 臼杵市における体制の特徴について

1. 中核機関整備に向けた条例の制定～基本計画の策定

臼杵市市民後見センターは、既に中核機関の機能を十分に備えていて、中核機関と名乗ってよいものと思っ

てはいましたが、臼杵市においては、中核機関の整備に向けた手順として、成年後見制度利用促進基本計画の策定があり、その前段として条例の制定から始めることが望ましいと考えま

した。

というのも、中核機関の整備が求められているなかで、せっかくならば国が求めているレベルの良いものを作りたいとなったときには、それを検討する場が必要となります。また基本計画の策定の根拠となるのが条例になると考えたからです。

3-2. 臼杵市成年後見制度利用促進に関する条例 策定

臼杵市成年後見制度利用促進審議会(R1.5～)

委員構成

- ・弁護士 ・司法書士 ・医師
- ・社協会長 ・高齢者施設職員
- ・障がい者施設職員 ・民生委員児童委員
- ・包括支援センター職員 計8名

オブザーバー

- ・大分家庭裁判所
- ・大分県福祉保健部福祉保健企画課



臼杵市における成年後見制度の利用を促進していくための基本計画の策定
地域連携ネットワーク(連絡協議会)の中心となる中核機関の設立

	日時	内容
第1回	令和元年5月15日	・臼杵市成年後見制度利用促進審議会について説明
第2回	令和元年6月27日	・臼杵市成年後見制度利用促進基本計画(素案)の作成について
第3回	令和元年8月8日	・臼杵市成年後見制度利用促進基本計画(素案)の概要について ・先進地の取組み紹介(長野市社会福祉協議会)
第4回	令和元年8月22日	・臼杵市成年後見制度利用促進基本計画(案)について
第5回	令和元年9月19日	・臼杵市成年後見制度利用促進基本計画 ・今後の取組みについて

10月1日～ 臼杵市成年後見制度利用促進基本計画

さらに、元々後見センターの取組が素晴らしいと思っていたので、市の担当としてもっと発信していきたいという思いがありましたが、条例の制定が県内では初となるので、先駆的取組みとしてアピールポイントとなることもメリットと捉えていました。

今までは後見センターがしっかり動いてくれているので、委託したら、任せたまの形で十分に機能していました。しかしながら、中核機関は市が整備するものですし、基本計画も市が定めるものになるので、そこは市もしっかりやるという気持ちと、一緒に協働してやったほうが良いものができるのではないかとこのことで取り組みました。

■臼杵市成年後見制度利用促進審議会について

「臼杵市成年後見制度の利用の促進に関する条例」において「臼杵市成年後見制度利用促進審議会」を設置。審議会により「臼杵市成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

5回の審議会のなかで、先進的な取組をしている長野市社協の方に来て頂き委員で勉強し、臼杵

市はどういう感じでできるかというイメージを共有してもらい、4回目は、ある程度固まった計画の案を示し、おおかたの内容を確認。5回目に最終確認をして審議会は9月に終了し、10月1日から基本計画を確定しました。この基本計画を基に、2020年の年明けに、臼杵市市民後見センターを中核機関として位置づけました。

2. 受任調整に向けた取組みと大分県市民後見人第一号

■家庭裁判所の協力

中核機関や基本計画策定に向けて条例を作ろうということになったのは2018年12月ごろでしたが、その条例を基に設置する条例審議会においては、やはり家裁の協力や県の理解が必要となると考えました。そこで条例を策定する2019年2月の時点で次年度以降の臼杵市の取組みにおいて、まずは審議会へオブザーバー参加を依頼しました。

審議会には家裁と大分県もオブザーバーとして参加しています。家裁の書記官の方が前向きに取組に理解を示してくれていて、毎回加わって頂き、2020年1月から行う予定の受任調整の新しい枠組み（受任調整会議）に向けたアドバイスを受たり、大分県内で第1号の市民後見人の単独受任に向けても話を進めました。

こうしたアドバイスを受けて受任調整については、2020年1月の中核機関の整備に合わせて準備を進めていて、2019年8月に三士会と行政の高齢者支援課と福祉課長、社協で模擬受任調整会議を行いました。この時は見様見真似でしたが、2020

年度からは、毎月ケースをあげて同様の受任調整の会議を実施していこうと考えています。

市民後見人養成研修受講者については、現状では法人後見の支援員としての活動となっています。今後は、現在、既に法人後見支援員として活動している事案について、今の支援員がそのまま市民後見人になり、社協が法人監督人として支えるという形で、2020年の3月頃には県内の市民後見人受任第一号の実現が見込まれています。

■うまく進められた要因について

市と社協（センター）が密接に連携して取り組んでいるのが一番大きいと思います。市だけで考えたことを一方的に社協（センター）に依頼するのではなく、ひとつひとつをお互いで確認しながら進められたことが良い結果につながりました。

現在も市と社協（センター）で毎月情報交換、情報共有の打合せをしていますが、今後も細かいことも確認しながら取り組んでいきたいと考えています。

担当者より

権利擁護は、その人の人生の一番最期の部分に関わることになる、避けては通れない問題なのではないかと思っています。今回中核機関というかたちで動き出しますが、こういう問題は率先して取り組むべきこと。他の市も、いずれは取り組まなければならないことだと思うので、この事例が参考になればと思います。

市とセンター（社協）はお互いやる気があり、目標が共有されているところで段階的に進んでこれたと思います。回を重ねながら、ひとつひとつのスモールステップから先を見据えた目標立てができたので、条例から基本計画、中核機関整備につながったのだと思います。こうした行政と社協との良い関係、目標共有が進む第一歩になったと思います。



■参考URL 連絡先

臼杵市役所 福祉課
TEL：0972-63-1111（1176）
URL：<https://www.city.usuki.oita.jp/>
（市のトップページ）
臼杵市市民後見センター
TEL：0972-62-4488
URL：<https://usuki-shakyo.jp/publics/index/71/>